# 特別交付税に関する省令 （昭和五十一年自治省令第三十五号）

#### 第一条（算定資料の提出）

都道府県知事は、総務大臣の定める様式によつて、当該都道府県の特別交付税の額の算定に用いる資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。

##### ２

市町村長は、総務大臣の定める様式によつて、当該市町村の特別交付税の額の算定に用いる資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第二条（道府県に係る十二月分の算定方法）

各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。

* 一  
  次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第二十三号、第三十四号、第四十六号、第四十七号、第五十九号、第六十二号、第六十六号、第六十八号及び第六十九号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額
* 二  
  次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額
* 三  
  地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

##### ２

前項の場合において、前年度以前の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあること等により特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除するものとする。

##### ３

第一項の場合において、各道府県に対して交付すべき特別交付税の額が当該道府県の財政規模に比して著しく少額であると認められるとき、当該道府県の財政状況からみて考慮する必要がないと認められる事項があるときその他特別の事情があると認められるときは、当該額のうち同項第三号の額を除き、その全部又は一部を零とすることができる。

##### ４

第一項第一号に掲げる各事項のうち総務大臣が必要があると認めるものに係る額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。  
この場合において、当該除かれた額については、当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に含めるものとする。

#### 第三条（市町村に係る十二月分の算定方法）

各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

* 一  
  次に掲げる額の合算額
* 二  
  次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額
* 三  
  次に掲げる額の合算額
* 四  
  次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額
* 五  
  当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額。  
  ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村については、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額が同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額を超える額とする。
* 六  
  地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

##### ２

前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。  
この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第三号」とあるのは「第六号」と、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

#### 第四条（道府県に係る三月分の算定方法）

各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

* 一  
  次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号から第五十四号まで、第五十六号、第五十七号、第五十八号一、第六十一号から第六十五号まで、第七十号、第七十一号、第七十五号から第七十七号まで、第七十九号、第八十一号から第八十四号まで及び第九十号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額
* 二  
  次に掲げる事情を考慮して定める額
* 三  
  次に掲げる額の合算額
* 四  
  第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

##### ２

第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。  
この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

##### ３

第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。  
この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

#### 第五条（市町村に係る三月分の算定方法）

各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

* 一  
  次に掲げる額の合算額
* 二  
  次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額
* 三  
  次に掲げる額の合算額
* 四  
  次に掲げる額の合算額
* 五  
  第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

##### ２

第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。  
この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

##### ３

第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。  
この場合において、同項第一号のイに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のイの額に、第三条第一項第一号のロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号のイの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

#### 第六条（特別交付税の額の決定時期）

総務大臣は、地方団体に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額を毎年十二月三十一日までに決定しなければならない。

##### ２

総務大臣は、地方団体に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額を毎年三月三十一日までに決定しなければならない。

#### 第七条（都道府県知事の事務）

都道府県知事は、第三条及び第五条の規定並びに総務大臣の定めるところにより、市町村ごとの額を算定しなければならない。

##### ２

前項の規定による算定に当たつては、都道府県知事は、第三条第一項第一号ロ及び同項第三号ロ並びに第五条第一項第一号ロに掲げる事項に係る額については、当該算定方法にかかわらず、当該算定方法に準ずる方法によつて算定することができる。

##### ３

都道府県知事は、総務大臣の定める日までに、前二項の規定により算定した市町村ごとの額を総務大臣に報告しなければならない。

#### 第八条（算定方法の特例）

第三条、第五条及び第七条の規定により算定した額が、当該市町村に次の各号に掲げる事情が存することによりなお過少であると認められるときは、総務大臣は、当該都道府県知事の意見を聞き、当該事情を考慮して当該市町村に対して交付すべき当該年度の三月分の特別交付税の額を増額することができる。

* 一  
  当該年度の基準財政需要額の算定の基礎となつた投資的経費の額の算定が過少であること。
* 二  
  渉外関係の特別の財政需要があること。
* 三  
  産炭地域の対策のため特別の財政需要があること。
* 四  
  低湿地帯があるため特別の財政需要があること。
* 五  
  その他特別の財政需要の増加又は財政収入の減少等特別の事情があること。

##### ２

総務大臣は、第二条、第三条及び第七条の規定により算定した額が特別の事情が存することにより過大であると認める場合においては、当該過大算定額に相当する額を、当該地方団体に対して交付すべき当該年度の三月分の特別交付税の額から減額することができる。

##### ３

前項の場合において、当該過大算定額に相当する額を当該地方団体に対して交付すべき当該年度の三月分の特別交付税の額から減額することができなかつた場合には、当該過大算定額に相当する額の一部又は全部を当該地方団体の翌年度以降の特別交付税の額から減額することができる。

#### 第九条（都の特例）

都に対して毎年度交付すべき十二月分の特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額とする。  
ただし、当該額が負数となるときは、零とする。

* 一  
  都について第二条第一項第一号の規定を準用して算定した額に、特別区の存する区域を市とみなしてこれらについて第三条第一項第一号から第三号までの規定を準用して算定した額の合算額を加えた額
* 二  
  都について第二条第一項第二号の規定を準用して算定した額に、特別区の存する区域を市とみなしてこれらについて第三条第一項第四号及び第五号の規定を準用して算定した額を加えた額

##### ２

都に対して毎年度交付すべき三月分の特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額及び第三号の額の合算額を控除した額とする。  
ただし、当該額が負数となるときは、零とする。

* 一  
  都について第四条第一項第一号及び第二号並びに第三項（第二条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定を準用して算定した額に、特別区の存在する区域を市とみなしてこれらについて第五条第一項第一号から第三号まで及び第三項（第三条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定を準用して算定した額の合算額を加えた額
* 二  
  都について第四条第一項第三号及び第三項（第二条第一項第二号に係る部分に限る。）の規定を準用して算定した額に、特別区の存する区域を市とみなしてこれらについて第五条第一項第四号のイ及び第三項（第三条第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用して算定した額を加えた額
* 三  
  前項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

#### 第十条（大規模な災害があつた場合の交付時期及び交付額の特例）

大規模な災害により被害を受けた地域の地方団体に対しては、特別交付税の繰上げ交付の措置を行うことができる。

##### ２

前項の規定による繰上げ交付を行う地方団体、繰上げ交付の時期及び繰上げ交付を行う額は、大規模な災害による特別の財政需要の額等を考慮して、総務大臣が定める。

##### ３

第一項の規定による繰上げ交付を行つた地方団体に対する当該繰上げ交付の時期以降の各交付時期における交付額は、各交付時期に交付すべき額から当該繰上げ交付を行つた額を順次控除した額とする。  
ただし、総務大臣が当該繰上げ交付を行つた額を控除することが適当でないと認める交付時期においては、控除しないことができる。

#### 第十一条（意見の聴取）

普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、特別交付税について地方交付税法第二十条第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。  
この場合において、同令第五十五条第一項中「法第十条第三項及び第四項」とあるのは「法第十五条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十一年度分の特別交付税から適用する。

#### 第二条（特別交付税に関する省令の廃止）

特別交付税に関する省令（昭和四十九年自治省令第三号）は、廃止する。

#### 第三条（算定額が著しく多額となる場合の算定方法の特例）

第二条第一項第一号の表第十六号、第二十八号若しくは第三十七号若しくは同項第三号の規定の適用を受ける道府県又は第三条第一項第二号の表第一号、同項第三号イの表第十六号、第二十号、第三十八号、第四十二号若しくは第六十三号、同項第三号ロの表第一号若しくは同項第六号の規定の適用を受ける市町村について、これらの規定によつて算定した額が著しく多額となる場合においては、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定によつて算定した額の一部を当該年度の特別交付税の額の算定の基礎から除き、翌年度以降の特別交付税の額の算定の基礎とすることができる。

#### 第四条（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）

令和二年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額
* 二  
  沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第一項前段の規定により病院又は診療所へ収容して行われる医療に係る医療費の支給に要する経費のうち当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額
* 三  
  不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四を乗じて得た額
* 四  
  ニュータウン鉄道事業等（総延長に占める地下部分の割合が〇・五を超えるものに限る。）を経営する第三セクター（地方団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する株式会社をいう。）に対する出資金の財源に充てるため平成十年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一五を乗じて得た額
* 五  
  中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一、七六〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額
* 六  
  有明海におけるのりの不作による被害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 七  
  地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号。以下「電磁記録投票法」という。）第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機を用いて行う選挙に要する経費として、次によつて算定した額の合算額（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項又は第百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合においては、その額に〇・三七五を乗じて得た額）（電磁的記録式投票機の購入等により当該選挙に要する経費の額が当該合算額を著しく超えるときは、その額に当該超過額のうち総務大臣が必要と認めた額を加算した額）
* 八  
  次の算式によつて算定した額
* 九  
  独立行政法人農畜産業振興機構の行うＡＳＦ侵入防止緊急支援事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行うアフリカ豚熱対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

##### ２

平成二十六年度から令和二年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、地方公営企業法第二条第一項第六号に規定する電気事業として実施するごみ固形燃料発電事業に係る施設の整備に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ３

平成二十六年度から令和七年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる事項については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項で定める工業用水道事業のうち、平成二年度以前に国庫補助金を受けて工業用水道の施設建設に着手したもの（ただし、ダム等水源施設を有するものに限る。）で、総務大臣が経営健全化のための措置が必要であると認めたものについて、当該工業用水道事業の経営の健全性の確保に要する経費のうち、一般会計が工業用水道事業特別会計に出資するために借り入れた地方債に係る当該年度の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額
* 二  
  地方公共団体の経営する駐車場事業（平成三年度から平成二十一年度までに駐車場の建設に着手したものに限る。）について、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）として一般会計が駐車場事業特別会計に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に、同法の規定を適用しない事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額の財源に充てるために当該年度中に一般会計から駐車場事業特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額の範囲内に限る。）に、それぞれ〇・五を乗じて得た額の合算額

##### ４

平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該道府県が、地域国際化協会（国内において海外の政治、経済、文化その他の事情についての理解を増進するため、海外との交流その他の業務を行うことを主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、各道府県・指定都市の区域に係わる業務を行うもののうち、当該区域において中核的・総合調整的・先導的役割を果たしているものとして当該区域ごとに一に限り総務大臣が認定するものをいう。以下同じ。）に出資するために平成二十年度までに借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ５

令和元年度から令和十五年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業（地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。）において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ６

令和二年度から令和四年度までの間に限り、第二条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「基準財政需要額」とあるのは、「基準財政需要額に地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

#### 第五条（市町村に係る十二月分の算定方法の特例）

平成二十二年度から令和八年度までの間に限り、健全化法附則第四条の規定に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る市町村が同法第八条第一項の規定により財政再生計画を定めた場合の第三条第一項第一号イの表第五号において準ずるものとされる第二条第一項第一号の表第四十三号の規定の適用については、同号中「〇・五」とあるのは「六分の五」とする。

##### ２

令和二年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。  
この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

##### ３

令和二年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、令和二年七月豪雨について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。  
この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「〇・九五」と読み替えるものとし、第三条第一項第一号ロの表第三号の規定は適用しない。

##### ４

令和二年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第三号、第十一号及び第十二号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  地域国際化協会に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が六八、九三〇、〇〇〇円を超えるときは、六八、九三〇、〇〇〇円とする。）に〇・八を乗じて得た額
* 二  
  へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額
* 三  
  自転車駐車場の整備を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額
* 四  
  前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 五  
  中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一、八〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額
* 六  
  前条第一項第六号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 七  
  前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「第三条第三項」とあるのは「第三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。
* 八  
  沖縄県の区域内における市町村道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から日本国との平和条約の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものを当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項の道路管理者をいう。）が取得する場合に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 九  
  企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項又は第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「旧法」という。）第十四条第三項又は第十六条第三項の規定に基づく承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が企業立地又は事業高度化のための措置を行つた場合において、当該事業者が同意集積区域内に設置又は取得した資産に対して課する固定資産税の増収額（改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十条の規定に基づき地方税の課税免除又は不均一課税の措置を受けた資産については、課税免除又は不均一課税をしなかつたものとして計算した場合の増収額）として総務大臣が調査した額に〇・〇五を乗じて得た額
* 十  
  前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 十一  
  地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。）のうち、病院事業を行う公営企業等で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額（以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額から、当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九欄第九号に規定する病床の数に一一六、三〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に五四、六〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）
* 十二  
  次の算式によつて算定した額から当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九欄第九号に規定する病床の数に四三、四〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に二〇、四〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・九を乗じて得た額

##### ５

平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ６

平成二十六年度から令和二年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道の高料金特別対策に要する経費の財源に充てるため特別に発行について同意又は許可を得た一般会計の出資に係る地方債のうち総務大臣の定めるものの当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ７

平成二十六年度から令和五年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、地方公共団体が経営する中水道事業に係る施設の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成十五年度以前に発行について許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から中水道事業に係る特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）及び一般会計が中水道事業に係る特別会計に出資する財源に充てるため平成十五年度以前に発行について許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額の合算額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ８

平成二十六年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

##### ９

平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### １０

平成二十六年度から令和十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### １１

平成二十六年度から令和十四年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、リフト付き車両又は超低床型車両の導入に要する経費（一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。）の財源に充てるために借り入れた地方債（令和元年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### １２

平成二十六年度から令和四年度までのうちいずれかの年度を初年度として、当該年度以後連続する三箇年度までの期間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号に掲げる情報システムのうち、複数の地方公共団体による情報システムの集約及び共同利用を行うもの又は容易に当該集約及び共同利用を行うことが可能なものの整備に必要な経費として総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額に〇・五を乗じて得た額（当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円）を加えた額とする。

* 一  
  個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を、条例の定めるところにより、同法第十八条第一号に掲げる事務又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号に掲げる事務の処理に利用するための情報システム
* 二  
  個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）により個人の真偽の確認を行う方法を用いた申請及び届出等の事務の処理に利用するための情報システム
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、電磁的方法によらず、個人番号カードを用いて、住民の利便性の向上に資する事務の処理に利用するための情報システム

##### １３

平成二十九年度から令和二年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、「公立病院改革の推進について」（平成二十七年三月三十一日総務省準公営企業室第五十九号通知）に基づき、策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額（五〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）（策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合等を組織する市町村にあつては、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按あん  
分した額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### １４

令和元年度から令和十五年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業（地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。）において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### １５

令和元年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、高齢者及び身体障害者等の利用の円滑化に資する船舶の導入に要する経費（一般船舶を導入する場合に比して増加する経費に限る。）の財源に充てるために借り入れた地方債（平成二十六年度から平成三十年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### １６

令和二年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（第三号、第四号、第五号及び第六号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  外国の地方公共団体との友好協力関係の増進及び国際交流の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）
* 二  
  中心市街地再活性化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 三  
  自転車駐車場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 四  
  不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四を乗じて得た額
* 五  
  地理情報システムの開発導入を行う市町村（当該システムの開発導入について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、データベースの整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、指定都市にあつては一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を、指定都市以外の市町村にあつては六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えないものとする。）
* 六  
  視覚障害者による公共施設又は公用施設の円滑な利用を図るための音声標識ガイド装置（施設内において音声により案内及び誘導を行う装置をいう。）の設置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

##### １７

令和二年度から令和四年度までの間に限り、第三条第一項第五号の規定の適用については、同号中「基準財政収入額が基準財政需要額」とあるのは、「基準財政収入額が基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」と、「算定した基準財政需要額」とあるのは、「算定した基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）第二条の規定を適用しないで算定した地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

##### １８

令和二年度に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項第一号イの表第一号に係る額のうち総務大臣が必要があると認める額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。  
この場合において、当該除かれた額については第五条第一項第一号イの額に含めて当該年度の三月分の特別交付税の額を算定するものとする。

##### １９

令和二年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して十二月に交付すべき特別交付税の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額及び同項第六号の額の合算額に、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から当該年度の四月一日から九月三十日までの間における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二〇を乗じて得た額又は基準財政需要額に二十九億六千九百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

#### 第六条（道府県に係る三月分の算定方法の特例）

令和二年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第八号、第十一号、第十四号から第十六号まで、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十六号、第四十号及び第四十二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額
* 二  
  次によつて算定した額の合算額
* 三  
  高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。）第五条第一号又は第二号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の建設又は整備に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額と同令第四条、第五条第三号又は第七条第三号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅における減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額
* 四  
  国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、旅客施設に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額
* 五  
  大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額
* 六  
  国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法第百五条の二第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額
* 七  
  次によつて算定した額の合算額
* 八  
  当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額
* 九  
  沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち沖縄県の負担する額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）
* 十  
  子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 十一  
  森林法第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 十二  
  中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 十三  
  配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 十四  
  複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための計画策定、回線の整備、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 十五  
  国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 十六  
  国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 十七  
  国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額
* 十八  
  国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 十九  
  激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 二十  
  令和二年七月豪雨の被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う関連経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 二十一  
  平成二十九年度に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額
* 二十二  
  平成三十年梅雨期における豪雨及び暴風雨のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額
* 二十三  
  平成三十年北海道胆振東部地震及び同年台風第二十一号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額
* 二十四  
  平成三十年台風第二十四号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額
* 二十五  
  令和元年山形県沖を震源とする地震及び同年房総半島台風のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 二十六  
  令和元年八月から九月の前線に伴う大雨（同年台風第十号、同年台風第十三号、同年房総半島台風及び同年台風第十七号を含む。）、同年東日本台風、同年台風第二十号及び同年台風第二十一号のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を受けて実施する事業及び国の補助金を受けて実施する被災農家等営農再開緊急対策事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額
* 二十七  
  令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額
* 二十八  
  令和元年房総半島台風及び同年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する小規模事業者支援推進事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・九五）を乗じて得た額
* 二十九  
  国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 三十  
  国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額
* 三十一  
  次によつて算定した額の合算額
* 三十二  
  国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（以下「分収造林契約」という。）及び同条第二項に規定する分収育林契約（以下「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額
* 三十三  
  令和二年七月豪雨のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額
* 三十四  
  国の行う国際漁業再編対策事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として行う減船漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 三十五  
  新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額
* 三十六  
  離島地域、豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域又は過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域を含む区域において、地域社会の持続可能性を確保するための情報通信技術の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額
* 三十七  
  東京２０２０オリンピック聖火を活用した地方創生事業に関するイベント関連経費のうち、聖火の展示又は短時間訪問に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 三十八  
  令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額
* 三十九  
  当該道府県の業務に従事しようとする外国人又は語学指導等を行う私立学校の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 四十  
  自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額
* 四十一  
  令和二年三月十日の閣議決定「令和元年度一般会計予備費使用について」に基づき予備費を使用して交付される学校臨時休業対策費補助金を受けて施行する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 四十二  
  国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

##### ２

平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定・改訂に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年度から令和二年度までの五年度で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。ただし、上水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業における広域化等の検討に要するものにあつては平成二十八年度から令和二年度までの五年度で計二五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ３

平成三十年度から令和二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ４

平成三十年度から令和五年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

##### ５

令和元年度及び令和二年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、新型コロナウイルス感染症のため国の負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

##### ６

令和元年度から令和六年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条２の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ７

令和二年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ８

令和二年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

* 一  
  一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。
* 二  
  期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

##### ９

令和二年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

##### １０

令和二年度から令和四年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、道府県が保有する化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第十七号に規定するペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）又はその塩を含む泡消火薬剤の廃棄及びその代替品の購入に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

#### 第七条（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

令和二年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

* 一  
  水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
* 二  
  前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
* 三  
  前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 四  
  国の補助を受けて実施する宅地耐震化推進事業（平成二十八年熊本地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で行われるものであつて、平成二十八年熊本地震による地盤の滑動若しくは崩落又は擁壁の倒壊により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）を復旧するために施行する必要の生じたものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 五  
  前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 六  
  前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 七  
  前条第一項第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 八  
  前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 九  
  前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 十  
  前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 十一  
  前条第一項第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 十二  
  前条第一項第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

##### ２

平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号の規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ３

令和元年度及び令和二年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第五項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

##### ４

令和二年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

* 一  
  特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）の施行に伴つて生じる同令による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額
* 二  
  令和二年七月豪雨について、国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第五条第三項の規定により算定した額を控除した額
* 三  
  災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十三号及び同表第六十五号の規定により算定した額（令和二年度における当該災害に係るものに限る。）を控除した額

##### ５

令和二年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ６

令和二年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十九号及び第三十号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存、発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円とする。）
* 二  
  高齢者居住安定確保法施行令第一条、第三条、第五条第一号若しくは第二号又は第七条第一号若しくは第二号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第四条、第五条第三号又は第七条第三号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅における減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額
* 三  
  前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
* 四  
  前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「〇・一」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。
* 五  
  へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため令和二年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額
* 六  
  次によつて算定した額の合算額
* 七  
  前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「沖縄県」とあるのは「当該市町村」と読み替えるものとする。
* 八  
  森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額
* 九  
  地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額
* 十  
  前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 十一  
  前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 十二  
  配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 十三  
  地方税法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額
* 十四  
  前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 十五  
  特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八四、六七三円を乗じて得た額
* 十六  
  前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
* 十七  
  前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
* 十八  
  国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県の区域内の市町村が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額
* 十九  
  前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
* 二十  
  地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくりに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 二十一  
  国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべき額に〇・五を乗じて得た額
* 二十二  
  前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「沖縄県」とあるのは「当該市町村」と読み替えるものとする。
* 二十三  
  次によつて算定した額の合算額
* 二十四  
  国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額
* 二十五  
  前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 二十六  
  前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「一二〇、〇〇〇、〇〇〇円」とあるのは、「四〇、〇〇〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。
* 二十七  
  前条第一項第三十七号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 二十八  
  当該市町村の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 二十九  
  前条第一項第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 三十  
  前条第一項第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

##### ７

平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

##### ８

平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### ９

平成三十年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  前条第三項に規定する算定方法に準じて算定した額
* 二  
  国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

##### １０

平成三十年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

##### １１

令和元年度から令和六年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条２の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

##### １２

令和二年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額
* 二  
  閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

##### １３

令和二年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第八項及び第九項の規定に準じて算定した額とする。

##### １４

令和二年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

* 一  
  当該年度における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二〇を乗じて得た額又は基準財政需要額に二十九億六千九百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額
* 二  
  第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第十九項の規定によつて算定した額を控除した額

##### １５

令和二年度から令和四年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第十項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。  
この場合において、同項中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

#### 第八条（東日本大震災に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

令和二年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  令和二年十月三十一日までに東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である県（以下「特定県」という。）以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）
* 二  
  令和二年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）
* 三  
  令和二年十月三十一日までに、文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 四  
  令和二年十月三十一日までに東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 五  
  令和二年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
* 六  
  令和二年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
* 七  
  令和二年十月三十一日までに、原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
* 八  
  令和二年十月三十一日までに、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額
* 九  
  令和二年十月三十一日までに、特定県及び特定市町村（地方団体に対して交付すべき令和二年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和二年総務省令第五十五号）第二条第一項第五十八号に規定する特定市町村をいう。以下この号及び附則第十条第一項第九号において同じ。）に、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要した経費として総務大臣が調査した額

##### ２

令和二年度に限り、第二条第一項第一号の表第三号、第四号、第六号、第八号、第十一号、第四十五号、第五十二号及び第六十七号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

#### 第九条（東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

令和二年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  令和二年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）
* 二  
  令和二年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）
* 三  
  前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 四  
  前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 五  
  令和二年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
* 六  
  令和二年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
* 七  
  前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 八  
  前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 九  
  前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

##### ２

令和二年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号、第六号、第七号、第八号、第三条第一項第一号ロの表第一号、第三号、第三条第一項第二号の表第一号、第三条第一項第三号イの表第八号、第九号、第十七号、第六十三号及び第三条第一項第三号ロの表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

#### 第十条（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

令和二年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額
* 二  
  東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額
* 三  
  東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額
* 四  
  東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によつて算定した額を控除した額
* 五  
  特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によつて算定した額を控除した額
* 六  
  特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によつて算定した額を控除した額
* 七  
  原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によつて算定した額を控除した額
* 八  
  東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によつて算定した額を控除した額
* 九  
  特定県及び特定市町村に東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第九号によつて算定した額を控除した額

##### ２

令和二年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十八号、第三十九号、第四十五号及び第七十三号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

#### 第十一条（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

令和二年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によつて算定した額の合算額を控除した額
* 二  
  東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によつて算定した額を控除した額
* 三  
  前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「附則第八条第一項第三号」とあるのは、「附則第九条第一項第三号」と読み替えるものとする。
* 四  
  前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「附則第八条第一項第四号」とあるのは、「附則第九条第一項第四号」と読み替えるものとする。
* 五  
  特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によつて算定した額を控除した額
* 六  
  特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によつて算定した額を控除した額
* 七  
  前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「附則第八条第一項第七号」とあるのは、「附則第九条第一項第七号」と読み替えるものとする。
* 八  
  前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「附則第九条第一項第八号」と読み替えるものとする。
* 九  
  前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

##### ２

令和二年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第四項第三号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

#### 第十二条（平成二十八年熊本地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

令和二年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額
* 二  
  国の補助金を受けて施行する心のケア事業（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号及び令和元年台風第十九号に係るものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 三  
  平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けた道府県において、公営企業の職員を災害復旧等に従事させるため転任させた場合の当該職員に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めた経費に〇・八を乗じて得た額
* 四  
  国の補助金を受けて施行する被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

#### 第十三条（平成二十八年熊本地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

令和二年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

* 一  
  平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額。  
  ただし、公営企業については、災害救助法が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等の行う企業とする。
* 二  
  前条第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。  
  この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
* 三  
  前条第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

# 附則（昭和五二年三月一八日自治省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十一年度の三月分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五二年一二月二〇日自治省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十二年度の十二月分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五三年三月一七日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十二年度の三月分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五三年一二月一九日自治省令第二五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十三年度の十二月分の特別交付税から適用する。

##### ２

昭和五十二年度の特別交付税の額の算定において、この省令による改正前の特別交付税に関する省令附則第六項及び第七項第一号の規定の適用を受けた事項については、昭和五十三年度の特別交付税の額の算定の基礎から除いて当該年度の特別交付税の額を算定するものとする。

# 附則（昭和五四年三月一六日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十三年度の三月分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五四年一二月二一日自治省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十四年度の十二月分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五五年一二月二三日自治省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十五年度の十二月分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五六年三月一三日自治省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十五年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五六年一二月二二日自治省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十六年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五七年三月一二日自治省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十六年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五七年一二月二一日自治省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七年度の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五八年三月一一日自治省令第六号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五八年一二月二三日自治省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十八年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五九年三月一三日自治省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十八年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和五九年一二月二一日自治省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十九年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和六〇年三月一二日自治省令第六号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十九年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和六〇年一二月二〇日自治省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和六一年三月一四日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の特別交付税に関する省令の規定は、昭和六十年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和六一年一二月一八日自治省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十一年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和六二年三月一三日自治省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十一年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和六二年一二月一八日自治省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十二年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和六三年三月一五日自治省令第九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十二年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（昭和六三年一二月二〇日自治省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十三年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成元年三月一四日自治省令第九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十三年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成元年一二月一九日自治省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成元年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二年三月三〇日自治省令第七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成元年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二年一二月一八日自治省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成三年三月一二日自治省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成三年一二月一七日自治省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成三年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成四年三月一七日自治省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成三年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成四年一二月一八日自治省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行し、平成四年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成五年三月一六日自治省令第八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成四年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成五年一二月一七日自治省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成五年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成六年三月一五日自治省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、平成五年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成六年九月三〇日自治省令第三六号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

# 附則（平成六年一二月一六日自治省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成六年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成七年三月二二日自治省令第六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成六年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成七年一二月一五日自治省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成七年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成八年三月一二日自治省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成七年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成八年一二月一七日自治省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成八年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成九年三月一八日自治省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、平成八年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成九年一二月一六日自治省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成九年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一〇年三月一七日自治省令第七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成九年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一〇年一二月一五日自治省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一一年三月二六日自治省令第七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一一年一二月一四日自治省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十一年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一二年三月一四日自治省令第八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十一年度の三月分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一二年三月三一日自治省令第二三号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一二年一二月五日自治省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一三年三月一三日総務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一三年一二月一一日総務省令第一六二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一四年三月一二日総務省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一四年一二月一〇日総務省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十四年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一五年三月一八日総務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十四年度分の特別交付税から適用する。  
ただし、第二条第一項第一号の表第三十号、第三条第一項第三号イの表第四十八号、第五条第一項第二号の表第三号、附則第三項、附則第四項第二号及び第十五号、附則第九項第十三号、附則第十項第八号、附則第十四項第四号並びに附則第十九項第三号の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一五年一二月一六日総務省令第一四二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一六年三月一六日総務省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一六年一二月一四日総務省令第一四二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一七年三月一五日総務省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一七年一二月一三日総務省令第一六二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一八年三月一四日総務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一八年一二月一日総務省令第一四〇号）

#### 第一条（施行期日等）

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度分の特別交付税から適用する。

#### 第二条（経過措置）

平成十八年度に限り、各市町村に対し三月に交付すべき特別交付税の額に次の算式によって算定した額を加算するものとする。

# 附則（平成一九年三月二〇日総務省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成一九年一二月四日総務省令第一四七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二〇年三月一八日総務省令第二五号）

#### 第一条（施行期日等）

この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度分の特別交付税から適用する。

#### 第二条（経過措置）

平成十九年度における指定都市を除く市町村についてのこの省令による改正後の特別交付税に関する省令（以下「新規則」という。）第五条第一項第三号イの表第十四号の規定の適用については、同号中「〇・三」とあるのは、「〇・五六」と読み替えるものとする。

#### 第三条

平成十九年度における新規則附則第二十八項（附則第二十九項において準用する場合に限る。）の規定の適用については、同項中「特別交付税の額（第三条第一項第六号の額を除く。）」とあるのは、「特別交付税の額」と読み替えるものとする。

#### 第四条

平成二十年度における新規則附則第二十八項（附則第三十項において準用する場合に限る。）の規定の適用については、同項中「特別交付税の額（第三条第一項第六号の額を除く。）」とあるのは、「特別交付税の額」と読み替えるものとする。

# 附則（平成二〇年一〇月一日総務省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二〇年一二月二日総務省令第一三四号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二一年三月一七日総務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二一年一二月一五日総務省令第一一五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二二年三月一六日総務省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二二年一〇月二九日総務省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二二年一二月一〇日総務省令第一〇八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二三年三月一一日総務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二三年四月八日総務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二三年七月二九日総務省令第一一一号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

# 附則（平成二三年一二月九日総務省令第一五八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二四年三月二一日総務省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二四年一二月五日総務省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二五年三月一八日総務省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二五年一二月九日総務省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二六年三月一七日総務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二六年一二月八日総務省令第九一号）

#### 第一条（施行期日等）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度分の特別交付税から適用する。

#### 第二条（経過措置）

平成二十六年度に限り、この省令による改正後の特別交付税に関する省令（以下「新令」という。）第二条第一項第一号の額に、工業用水道事業法第二条第四項で定める工業用水道事業のうち、「工業用水道事業における未稼働資産等の整理による経営健全化について」（平成十四年四月十九日付け総務省公営企業経営企画室第七十八号通知）に基づき、水利権の転用等を伴う未稼働資産等の整理を行うもので、総務大臣が経営健全化のための措置が必要であると認めたものについて、当該工業用水道事業会計が未稼働資産等の整理に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から工業用水道事業会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加算するものとする。

#### 第三条

平成二十六年度に限り、新令第三条第一項第三号イの額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加算するものとする。

* 一  
  次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
* 二  
  住民票の写し等の自動交付機を導入している市町村について、住民票の写し等の自動交付機の導入台数として総務大臣が調査した数に一、五〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額と一、五〇〇、〇〇〇円の合算額
* 三  
  当該年度において行う低公害車の導入に要する経費（一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。）（ただし、地方債を財源として充てた額を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
* 四  
  ごみ焼却施設の解体撤去事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

# 附則（平成二七年三月一九日総務省令第一五号）

#### 第一条（施行期日等）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度分の特別交付税から適用する。

#### 第二条（経過措置）

平成二十六年度に限り、この省令による改正後の特別交付税に関する省令（以下「新令」という。）第四条第一項第一号の額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加算するものとする。

* 一  
  国の補助金を受けて施行する地上デジタルテレビ中継局整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額
* 二  
  国の補助金を受けて施行する辺地共聴施設整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に、加入世帯が二十世帯以下の事業にあつては〇・五を、加入世帯が二十世帯を超える事業にあつては〇・三を乗じて得た額
* 三  
  国の補助金を受けて施行するケーブルテレビ幹線対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

#### 第三条

平成二十六年度に限り、新令第五条第一項第三号イの額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加算するものとする。

* 一  
  携帯電話等からの一一九番通報の発信位置を特定するための簡易端末の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
* 二  
  前条各号に規定する算定方法に準じて算定した額
* 三  
  戸籍又は除かれた戸籍の副本（電磁的記録に限る。）を電気通信回線を通じて管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の使用に係る電子計算機に送信する事務の実施に伴い市町村の戸籍情報システムの改修等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

# 附則（平成二七年一二月七日総務省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二八年三月一七日総務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二八年一二月一二日総務省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二九年三月一六日総務省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年度分の特別交付税から適用する。

# 附則（平成二九年一二月七日総務省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月一九日総務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一二月一〇日総務省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二〇日総務省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一二月一一日総務省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年三月二六日総務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一二月七日総務省令第一一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和三年三月一八日総務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。